

奈良家庭裁判所委員会 議事概要

1 日時

令和2年11月27日（金）午後3時20分から午後5時まで

2 場所

奈良地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

（家裁委員）根田克彦， 鳶川安雄， 松本航介， 田中妙子， 中幸司， 八重幸史， 牧之段学， 飯田誠， 福田あずみ， 永谷幸恵， 森純子

（事務局等）地裁 井上事務局長， 棟尾総務課長， 今崎庶務係員

家裁 中塚首席家裁調査官， 藤原首席書記官， 安達事務局長， 児島事務局長， 上西主任書記官， 安藤庶務係長

4 議事（□：委員長， ○：委員， ●：事務局等）

(1) 所長挨拶

(2) 新委員紹介・挨拶

(3) 委員長選出

家庭裁判所委員会において森純子委員が委員長に選任された。

(4) 委員長代理選出

家庭裁判所委員会において永谷幸恵委員が委員長代理に指名された。

(5) 前回テーマの事後報告

(6) 意見交換

テーマ「成年後見制度について～成年後見制度利用促進基本計画の実現に向けた家庭裁判所の在り方～」

（裁判所からテーマについての基本説明をした上で，意見交換を行った。）

□ 意見交換事項1として，より成年後見制度が利用されるために，運営面で改善すべき点はどのようなものがあるかについて，意見交換をお願いしたい。説明では，認知症の数に比べて利用率が低いとあったが，身近に後見制度を利用されている方があれば，紹介していただきたい。

○ 後見制度を利用して，母に成年後見人がついている。私は自分が後見人になるつもりだったが，裁判所により弁護士の後見人を選任されて，不満を感じた。実際使ってみて思うのは，親族以外の者が後見人になると，財産管理と介護が分裂してしまう。私の母の場合は，病院に入っている完全介護であり，何か月かに一回，一万円くらいの薬剤をまとめて購入することがあるが，これを仮に母の財産から出そうとすると，いちいち後見人にお伺いを立てないといけない。一回一回の出費について領収書をもって後見人の弁護士に提出しないとイケないが，面倒なので，持ち出している。後見人と介護者の意思疎通が取れていないと，介護は長くかかるものでもあり，制度として使いにくいのではないか。

□ 最初から核心を突いたご意見をお聞きできたが，ほかにこういう点で使いにくいという声を聞かれたことはないか。

○ 最近，妻のおばの後見手続の申し立てをした。今年の1月に決定をいただいた。

財産管理も当然必要であったため、将来の相続をスムーズに進めることも考慮して、あらかじめ弁護士の希望を書いたうえでその人に後見人になっていただいた。妻のお婆自身は、夫も子供さんも亡くなっており、今まで一人暮らしの方である。昨年8月頃に病気入院した。認知症が進んでおり、それまでは一人暮らしでなんとか生活をしていたが、誰も面倒を見る人がいないことから、後見手続を行った。退院後は介護施設に入所しており、その費用等はお婆の口座から引き落とされることになっている。後見人決定後も入所に必要な経費は後見人にいちいち言わなくても自動的に引き落とすことになっている。また、日常生活の中で必要な費用は、後見人が施設と話をして払われている。先程、委員がおっしゃったような、ちょっとした支払いまで後見人に言わないといけない、ということはない。財産管理は当然後見人にやっていただいている。日頃の身上保護、介護については施設に看てもらっており、様子が変わった場合には親族である我々にも施設から連絡がくるし、後見人にも連絡がいく。後見人と親族との間で常に情報の共有をしている。稀な例かもしれないが、1月から後見が始まって今のところスムーズにいつている。4親等内でないと申し立てができないとなっており、後見手続を直接自分でやろうとすればハードルが高い。また、これを例えば司法書士に任せてしまうことになれば他人ごとになってしまうと思う。親族関係も調べ、本人から財産の状況を確認しながら、申立書を作成したときに、一般の方だったら、司法書士に任せてしまうだろうな、と実感した。申立書を作成したことで、本人が日常生活をどうしていたのかが見え、預金通帳でどういうものが引き落とされているかで生活が見えてくる。最低限の生活を維持してきたことがよく分かった。後見手続を申し立てるのには何が必要なのか、やってみて初めて分かる。後見申立セットに書いてあることをするのはすごく苦勞する。例えば、4親等の証明一つにしても、これだけのことまでしないとイケないのかと思った。後見申立手続をするのは相当大変である。スムーズに利用できる制度になれば、利用促進につながるのではないか。

- 少し委員のご紹介をさせていただきたい。委員は社会福祉協議会の理事をされていて、そういう分野には詳しい方である。
- 市町村の方に理解していただくためには、我々自身がやってみないと、ということではやってみた。
- そういう委員がされてもやはり冊子に書いてある手続をするのは大変ということか。
- 大変である。
- ほかにご経験やお聞きになったことがある方はいないか。
- 弁護士をしていると、どうしても相談で、後見申立てをしたほうがいいのかという話をされることがよくある。その時に、親族が後見人になると、選任されたらあなたはこのようなことをしないとイケないよと、きちんと説明しないとイケない。そうでないと、後見人になってみて、こんなはずではなかったとなる方が相当数いると思う。それを言うと、そこまで大変だったらちょっと、ということでは、二の足を踏まれることがあるかと思う。ただ、報告は後見人の不正防止という観点があるので、あまり緩やかにするわけにもいけないと思う。どのへんで balan

ス調和していくのが難しい。

- 親族ではない弁護士が後見人になると介護が分裂してしまうという話があり、逆に、施設との関係でうまくいっているという例もあった。いちいち出費するのに手続が大変だということは分かるが、専門家が後見人になってしまうと、身上保護の視点が欠如してしまうということもあるのか。
- 欠如というよりも、そもそも後見人が、自分の仕事は財産管理で、身上保護は親族の仕事という認識をお持ちになっている。それはもっともであるが、費用の点が煩雑になってしまう。
- 今回の配布資料である後見申立セットは、後見申立てをしようとする方にお配りしている資料であるが、これをすべてするのは大変である。先ほどの話にもあったように、背景があってご自身でする力がある方でも難しいということなので、困る方が多いと思う。そのために地域で相談できる窓口があったらよいという思いで、今、地域連携ネットワークの構築を進めている。選任された方にしてくださいとお渡ししているものをするのも大変だと思う。本当に御本人の方の身の回りを分かって世話をしている方が後見人になれば、御本人も安心だし御家族も安心だが、財産が多額であったり、少々の問題があって、専門職として弁護士、司法書士、社会福祉士が後見人になる。しかし、先ほど委員も理解していただいているように、専門職に現実の介護をお願いするというわけにはいかない。専門職後見人の中には身の回りのお世話までされている方もいるが、一般的にはそうではない。身上保護はどういった生活をしてもらったほうがよいか、を考えて決める。その人のためになっているのか、ということもあり、後見人が選任された後も本人のために、周りが困って支援していくべきである。法律に定められている制度のため、資料にまとめるとこのようになってしまう。何のためにするかというと、本人の利益のためであり、中核機関、地域でサポートできないか。
- 成年後見制度利用のきっかけ、必要性はどういうパターンが一番多いのか。やはり相続人間で財産処理について後で揉めるのを避けるためにするのが多いのか。
- 私のケースは、母が病気になって、入院した。意識がしっかりしているうちに委任状を作っておくべきだったが、銀行から指摘されたときには、委任状を書けるような精神状態ではなくなってしまっていた。そこで、私が後見人になって、財産管理をきちんとするためにこの制度を利用した。
- やはり申し立てられるのは、金融機関の示唆や、介護施設の契約上の問題からの示唆があって、というのが多いという理解でよいか。
- データで最も多いのは、やはり預貯金の管理、解約で、こういうケースでは、金融機関から勧められて申立てに至るケースが多い。あとは、介護保険契約を結ぶため、身上保護の観点からの必要性というのも多い。これは施設から勧められるケースが多い。パーセンテージとしては、預貯金の管理が34.7%、介護保険の目的が22.1%、身上保護が19.9%である。
- いろいろ経験談が出てきたが、つまるところ、支える機関が必要ということで、2番目の意見交換事項について御意見をいただきたい。
中核機関や地域連携ネットワークがでてきた背景としては、これまでは後見人を

支援する体制が十分に整備されていなかったもので、後見人に何か分からないことがあれば家庭裁判所が相談に乗っていたが、家庭裁判所としては福祉的な観点から応答することが難しく、どうしても財産的観点からの助言になってしまう。そうすると、利用者側としてはあまりメリットがない。福祉的なことも含めると、地域のケースワーカー、ケアマネジャー、地方自治体の福祉部門や福祉関係団体の御協力を得て支えていく必要がある。そうすると市町村に頑張っていただくということになり、地域連携ネットワークといった構想がでてきた。裁判所もできる限りの協力はしていきたいが、どうしたらよいか悩んでいるので、地域連携ネットワークや中核機関の構想について、どのような感想、御意見をお持ちかを伺いたい。

- 地域連携ネットワークは地域包括支援センターとはまた違うのか。
- 地域包括支援センターも地域連携ネットワークの中の一つになると思う。
- 自治体によってアプローチが違うので確実には言えないが。
- センターが中心になってネットワークを構築している市町村もある。
- 配られた資料を拝見すると、地域包括支援センターは各市町村でどんどん出来上がっている。包括支援センターは主に高齢者の世話に焦点を当て、介護保険から出てきた職務と理解してよいか。最初の方で委員長からの発言があったが、後見制度の利用を伸ばすためだけにわざわざ中核機関をつくるのか。
- それだけではない。おっしゃるとおり、全体として本人をどう支えていくかによる。
- 包括支援センターもこのような感じになると思う。今まで接点を持った包括支援センターの人の話を聞いても、似たようなイメージである。包括支援センターをパワーアップして、後見制度を支えてくれ、ということをするれば、もう立ち上がっているではないか。
- 既存のものを利用して、権限を拡充していくというアプローチもあるが、高齢者だけでなく若年も必要な場合があり、行政の縦割りを解消するために独立して立ち上げるアプローチもある。
- 基本計画の中で中核機関を立ち上げるというのが決まっているのであれば仕方ないが、そうでないなら既にある包括支援センターを利用されるアプローチを進めていかれたほうが早い。
- そのように、包括支援センターを利用されるアプローチをしている自治体もあれば、独立して立ち上げるアプローチをする自治体もあるが、機関が違うので裁判所から提言はできない。各自治体がどうすれば実効的に目標を達成できるかでアプローチされると思うので、既存のもの権限拡充をしている自治体もある。
- イメージが湧きにくいので、奈良市や生駒市がどうされているか御説明いただきたい。
- 奈良市と生駒市は権利擁護センターがあって、高齢者の権利擁護を行うためのセンターとして、地区内にある法人や社会福祉法人とタイアップしながら中核機関として設置していると理解している。地域包括支援センターは、例えば奈良市には十いくつあるが、中核機関ということではない。地域包括支援センターは高齢者の日常生活をいかに支えていくかについて、相談に乗り、支援の計画を作っている。例

例えば、介護保険を使うのか、地域で暮らしながらいかに日常生活を支援するのかを考えている。地域包括支援センターのメンバーは、ケアマネージャー、社会福祉士、保健師であり、ケアという側面が中心となった対応を行っており、そこに権利擁護の機能まで付与することは難しい。成年後見制度の利用促進に向け、国が大きな基本計画を作り、その計画の中で市町村も計画を作ってもらい、というのが今の計画の考え方である。令和3年には大和郡山市にもできる予定であり、また西和7町は、それぞれ市町村ごとに単独設置せず、中核機関を広域で設けようとしている。このように単独で中核機関を持つことがなかなか難しいことから、県社会福祉協議会では、委託を受けて、中核機関の設置に向けた支援をしている。また、後見制度について市町村職員自身の認識が不十分なところもあり、さらに関係する民間団体にも意識してもらい必要がある。現在、地域包括支援センター等の職員に向けた研修も行っている。地域包括支援センター自身もケアや身上監護が中心で、相談業務に追われ、権利擁護に手が回らない状況にあり、それを浸透させるために取り組んでいる。

- 基本説明の際の資料を見ていただくと、厚労省によれば、令和3年度末までに、全国1741の市区町村全てに中核機関を作るという目標があるが、義務ではない。奈良市と生駒市のほか、大和郡山市と西和7町ができるかもしれないという状況の中、令和3年度末となるとあまり時間がないところで、今ある既存の団体を利用できる市町村もあれば、それ以外でなにかプラスしないといけない市町村もあると思う。なかなか思うようにいけない市町村を家庭裁判所として支援していくとしたら、利用される立場からすると、家庭裁判所にどういう支援をしてもらったらありがたいと考えるか。
- 最初のハードルは、やはりまずは手続である。簡裁で本人が訴訟を起こそうとすると、書式があって、事実上書記官がここにはこういうことを書きますよ、と教えてくれて訴状が出来上がっていく。後見手続も誰かに教えてもらわないと、一人でするのは無理なので、簡裁の本人訴訟の申立手続のように教えてくれないと尻込みしてしまう。
- 後見人が選ばれた後で、これをしてくれたらもっといい、というようなことはあるか。
- 後見手続の中で必要な財産目録は、実際のところ、本人に聴き取ったり、預金通帳なりを見ながら作っており、それ以外に財産があるかどうかは、後見人が決まってから、その人が自己の権限により調査を行うことができる。一方、申立人となる親族は、後見申立セットには分かる範囲でと書いているものの、どこまで確認しなければならないのか。昨今、本人名義の預金を出すにしても、別人のキャッシュカードを使うのは問題となっており、本人を銀行窓口連れて行き、本人であることを確認した上でないと下ろせないということになっている。始めに財産目録としてこれだけのものを出さないと申請できないと分かれば、ハードルが高くてみんな尻込みしてしまう。ある程度大きな流れ・大枠だけで申立てをして、その後、後見人が決まったら、その後見人と詳細について確認していくという形になれば、利用しやすいし、正しい財産状況も分かるのではないか。

- そうすると、申立ての段階で、法律家の支援があればよいということだろうか。例えば、親族が後見人になられた場合にどういう支援があればよいか。身上の面は親族がやりやすいのかと思う。法律家ではない親族が後見人になると、財産管理の面が大変なのか。
- 結果的には、7：3くらいで弁護士にやってもらってよかったと思う。やはり、後見人になってから、仕事をしながら遅滞なく定期的に報告するのは難しかったと思う。制度的なことだが、オンラインでできるとか、金融機関への照会とかを裁判所がやってくれたらいいと思う。
- 同居している親族が後見人になるのは事実上できると思うが、一人暮らしの方である場合、もしその方が病気入院し、退院後また自宅に戻るような時に問題があると思う。後見申立てには医師の診断が必要であり、その診断内容によって施設入所の選択肢も考えられる。もし施設入所となれば、身上保護は施設に任せられることから、後見人は財産管理が中心になる。委員がおっしゃったように、自分で身上保護もしながら財産管理を行い、定期的に報告書を作るとなれば、すごく大変である。
- 報告者の家裁の担当者でここを聞いておきたいというようなことはあるか。
- 家裁としては、まずは後見を知ってもらうのが課題であり、講義などをさせていただいている。後見の知識付与のためにこちらからも説明に行きたいが、それだけでは中核機関の設置は促進されない。地方自治体にニーズを分かっていたら、地方自治体にとっても課題ということを分かってもらうにはどうしたらよいかと悩んでいる。地域全体での連携でなければ、血の通ったものにならないが、小さい自治体だとマンパワーや予算が問題と思われる。大きい自治体でもいろんなことをしないといけないところに後見というスポットがあると、我々の働きかけが空回りしているような気がする。外部から刺激を与えるにはどうしたらいいか、率直な意見お聞かせいただきたい。
- 論点が、中核機関の設置を促進することにあるのか、後見制度を促進することにあるのかどちらなのか。
- 権利擁護で困っている方がいる中で、全体として保護していくのが一番の目的で、その中の一つとして法的に成年後見制度がある。一連のものを連携させていくために、地方自治体のほうで中核機関を設けることが求められる。
- 中核機関を作らずに後見制度が促進できるなら、中核機関はいらないのではないか。中核機関ありきの議論なのか。
- 中核機関ありきというより、本人の利益をどう保護するかのが一番である。中核機関がなくても本人の利益が確保できるならよいが、いろいろなところが連携しないといけない。それをまとめるのはやはり中核機関ではないのか、という流れである。
- 実働だけで考えると、認知症だとケアマネージャーが一番よく分かっている。介護保険でⅡaやⅡbがついたときに、ケアマネージャーが後見制度を啓発するというような小さいことから始めると、進むのが早いと思う。中核機関を作るところから始めると、実働に時間がかかってしまうかもしれない。このアイデアが国

としてやりなさいということであれば、それに基づいて議論すべきだと思うが。全国の自治体で、中核機関があってこれだけ結果が出た、というデータはあるのか。

- 全国で先進的な市町村があり、それについての情報提供は厚労省を通じて全国の各自治体にされている。自分の自治体で受け止めるかどうかは、いろいろな要素があるのでまた別の問題ということかもしれないが、裁判所としてはあくまでも後見制度という関わりの中でしか自治体と関われないので、隘路になっている。先進的な取組ということで、地方の地域から一つの選択肢として、後見がうまく利用されている自治体もあるが、ほかの自治体がそれをそのまま採用できるわけではなく、自治体も悩まれているかもしれない。
- 奈良市と生駒市は中核機関を作られているが、呼んできて話を聞くというようなことはされないのか。
- 広報行事で社協や県と協力して、取組をご紹介いただいている。奈良市と生駒市が先進しているということであれば、他の市町村に対してアナウンスしているのではないか。
- 具体的にどういうことに悩んでいるのか自治体に聞くのが一番早いのではないか。
- 家庭裁判所としては、基本説明にあった家事関係機関との連絡協議会で市町村の担当者をお呼びして、グループ協議などで意見交換している。
- その結果というのはデータ公開していないのか。
- 裁判所内部の協議会なので、データは公開していない。
- データがないと現在の問題点は明らかにならない。できればデータを公開してほしいし、呼んできて話ができればと思う。
- 裁判所の悩ましいところとして、裁判所は司法機関であるので、行政機関がすべきである中核機関の設置自体に積極的に何かできるかということ、裁判所の権限外であり、中核機関の設置自体にはあまり関与できない。裁判所は成年後見制度という制度を持っているので、その範囲でどこまで協力していけるかということを考えている。